

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年枚方市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第6週5日以上又は週30時間以上の項中「10日」を「30日」に改め、同表4日の項中「7」を「24」に改め、同表3日の項中「5」を「18」に改め、同表2日の項中「3」を「12」に改め、同表1日の項中「1」を「6」に改める。

別表第7の2の表配偶者出産休暇の項中「以下この表」を「次項及び出生サポート休暇の項」に改め、同表出生サポート休暇の項の次に次のように加える。

<p>看護休暇</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する場合で、当該通年任用の会計年度任用職員等以外に当該子の看護（予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を行う者がいないとき。</p> <p>(1) 通年任用の会計年度任用職員等（1週間の勤務日数が3日以上である者又は週以外の期間によって勤務日数が定められる者で、1年間の勤務日数が121日以上であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の養育する小学校就学の始期に達するまでの子が負傷し、又は疾病にかかったとき。</p> <p>(2) 通年任用の会計年度任用職員等の養育する小学校に在学する子が感染症にかかり、学校保健安全法第19条の規定により出席を停止させられたとき。</p> <p>(3) 通年任用の会計年度任用職員等の子（小学校就学の始期に達するまでの子及び小学校に在学する子に限る。）が医療機関に入院し、当該子の看護を必要とするとき。</p> <p>(4) 通年任用の会計年度任用職員等の養育する小学校就学の始期に達するまでの子に予防接種又は健康診断を受けさせるとき。</p>	<p>1年度につき、年次有給休暇の単位と同一の単位を単位として、次の各号に掲げる通年任用の会計年度任用職員等の区分に応じ当該各号に定める期間</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる通年任用の会計年度任用職員等以外の通年任用の会計年度任用職員等 7日（通年任用の会計年度任用職員等の養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）</p> <p>(2) 勤務日数が週4日又は年169日以上216日以下の通年任用の会計年度任用職員等 5.5日（通年任用の会計年度任用職員等の養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、8日）</p> <p>(3) 勤務日数が週3日又は年121日以上168日以下の通年任用の会計年度任用職員等 4日（通年任用の会計年度任用職員等の養育する小学校就学の始</p>
-------------	---	---

		期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、6日)
短期介護休暇	要介護者の介護、要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う通年任用の会計年度任用職員等が当該世話をを行う場合	<p>1年度につき、年次有給休暇の単位と同一の単位を単位として、次の各号に掲げる通年任用の会計年度任用職員等の区分に応じ当該各号に定める期間</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる通年任用の会計年度任用職員等以外の通年任用の会計年度任用職員等 5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）</p> <p>(2) 勤務日数が週4日又は年169日以上216日以下の通年任用の会計年度任用職員等 4日（要介護者が2人以上の場合にあっては、8日）</p> <p>(3) 勤務日数が週3日又は年121日以上168日以下の通年任用の会計年度任用職員等 3日（要介護者が2人以上の場合にあっては、6日）</p>

別表第8の1の表中

<p>次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該通年任用の会計年度任用職員等以外に当該子の看護（予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を行う者がいないとき。</p> <p>(1) 通年任用の会計年度任用職員等（1週間の勤務日数が3日以上であるもの、週以外の期間によって勤務日数が定められるもので、1年間の勤務日数が121日以上であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の養育する小学校就学の始期に達するまでの子が負傷し、又は疾病にかかったとき。</p> <p>(2) 通年任用の会計年度任用職員等の養育する小学校に在学する子が感染症にかかり、学校保健安全法第19条の規定により出席を停止させられたとき。</p> <p>(3) 通年任用の会計年度任用職員等の子（小学校就学の始期に達するまでの子及び小学校に在学する子に限る。）が医療機関に入院し、当該子の看護を必要とするとき。</p> <p>(4) 通年任用の会計年度任用職員等の養育する小学校就学の始期に達するまでの子に予防接種又は健康診断を受けさせるとき。</p>	<p>1年度につき1日又は30分を単位として5日（通年任用の会計年度任用職員等の養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）</p>
<p>要介護者の介護、要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行う通年任用の会計年度任用職員等が当該世話を行う場合</p>	<p>1年度につき1日又は30分を単位として、5日（対象家族が2人以上の場合にあつては、10日）</p>
<p>女性の通年任用の会計年度任用職員等が生後1年に達しない幼児を育てる場合</p>	<p>1日につき2回それぞれ30分</p>

を

<p>女性の通年任用の会計年度任用職員等が生後1年に達しない幼児を育てる場合</p>	<p>1日につき2回それぞれ30分</p>
--	-----------------------

に改める。

附 則 [令和5年3月31日公布]

この規則は、令和5年4月1日から施行する。